第3部 施策の基本方向

第1章 生涯スポーツの推進

地域におけるスポーツの振興

すべての県民が日常生活の中で、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに参加できる機会を確保するために、それぞれのライフステージに応じて活動できる、地域に根 ざしたスポーツクラブの育成や、学校体育施設の開放等の促進を図り、地域におけるスポーツ活動の充実に努めます。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

地域におけるスポーツのなお一層の振興を図るため、各種スポーツ団体や地域団体、 さらには市町村と緊密に連携し、手軽にスポーツに参加できる機会の拡充に努めます。 また、「栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の充実を図り、各 種目の普及に努めるとともに、平成23年度に本県での開催が予定されている「第24 回全国スポーツ・レクリエーション祭」に向けた環境の整備を進めます。

(2) アウトドアスポーツ活動の普及

本県は、全国に誇る日光や那須をはじめとする素晴らしい自然に恵まれたアウトドアスポーツエリアを保有しています。これらのエリアの有効活用を図るため、県民のニーズを把握し、関係機関や団体との連携を図りながらアウトドアスポーツ活動の普及に努めます。

(3) 総合型地域スポーツクラブ育成の推進

地域スポーツの振興を図るためには、地域の特性を踏まえたスポーツクラブの育成が必要であるため、市町村・学校・県体育協会等関係団体と連携し、地域住民が、多様な技術・技能レベルや興味・目的に応じて誰でも参加できる、地域に密着した総合型地域スポーツクラブの育成を推進します。

<総合型地域スポーツクラブの3つの柱>

- 1 地域住民の主体的な運営
- 2 会費などの自主財源を主とする運営
- 3 クラブとしての理念の共有
- <総合型地域スポーツクラブの魅力>
- 〇いろいろな種目が体験できる。
- 〇地域の誰もが年齢、興味・関心、体力などに応じていつまでも活動できる。
- 〇活動拠点となるスポーツ施設で、定期的・継続的な活動ができる。
- ○個々のスポーツニーズに応じた指導が受けられる。
- 〇スポーツ活動以外の活動もできる。

<総合型地域スポーツクラブに期待される効果>

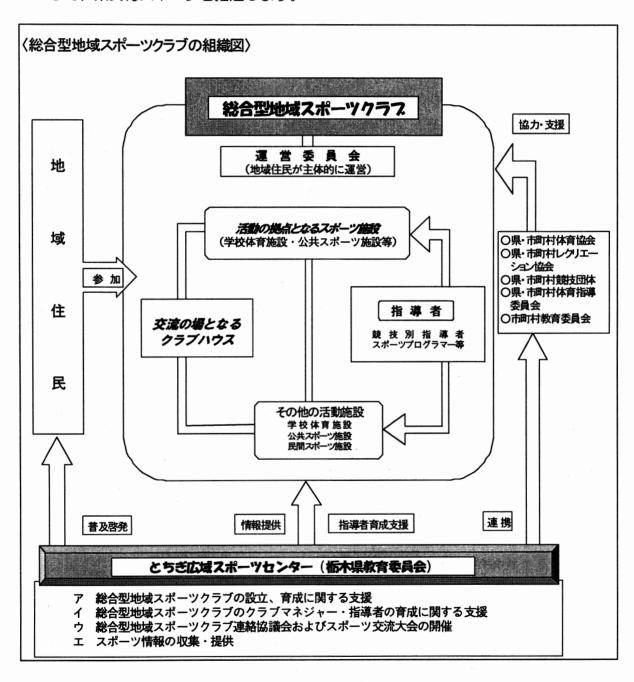
- 〇スポーツ文化の醸成
- 〇青少年の健全育成
- 〇地域コミュニケーションの形成
- ○地域教育力の回復 ○継続的なスポーツによる健康増進
- ○家族を含めた世代間の交流 ○高齢者の生きがいづくり
- 〇医療費の削減
- ○障害者の参加機会に寄与

- 18 -

(4) 広域スポーツセンターの機能の充実

地域住民のニーズをふまえて総合型地域スポーツクラブが設立され、継続的かつ安定的に運営されるためには、きめ細かく支援する組織が必要となります。

そこで、県では総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ活動全般を総合的に支援する「**広域スポーツセンター**」の機能を充実します。「広域スポーツセンター」では、クラブ運営の核となるマネジャーの養成や市町村への情報提供等を拡充するなどして、県民総スポーツを推進します。



(5) 学校体育施設の活用

生涯学習社会への移行を踏まえ、地域住民にとって身近な学習の場となる学校は、各学校や地域の特色を生かした生涯学習拠点施設として期待が高まっています。

今後、従来の地域におけるスポーツ活動の場の提供にとどまることなく、市町村との連携を取りながら、総合型地域スポーツクラブの拠点施設としての活用も推進します。

2 指導者等の養成

指導者の養成や指導者の資質向上のための事業を一層充実させるとともに、時代の要請にこたえる講習会や研修会の企画に努め、指導者の有効活用を促進します。

(1) スポーツ・レクリエーション指導者の養成

子どもから高齢者まで指導できる質の高い指導技術を備えた指導者を養成し、スポーツリーダーバンク等の充実を図るとともに、地域スポーツの振興に貢献する各種の指導資格取得者やスポーツボランティアの活用を促進します。

(2) 総合型地域スポーツクラブマネジャーの養成

地域におけるスポーツマネジメント分野でリーダーシップを発揮し、総合型地域スポーツクラブの設立および運営の中心的な役割を担うクラブマネジャーの養成に努めます。

【総合型地域スポーツクラブ】

総合型地域スポーツクラブとは、これまでの単一種目型スポーツクラブとは異なり、子どもから高齢者、初心者からトップアスリートまで様々なスポーツ愛好者が参加できる複数種目型のスポーツクラブです。

【クラブマネジャー】

総合型地域スポーツクラブ全体の経営管理、企画運営等を行う立場にある人をクラブマネジャーといいます。クラブの財務状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別の活動状況など、クラブ全体を把握している人のことです。

第2章 学校体育・運動部活動の充実

1 教科体育の充実

教科体育を充実させるため各種研修会等により指導者の資質の向上を図るとともに、 児童生徒の体力や運動能力の向上に努めます。

(1) 教科指導の充実

豊かなスポーツライフの基礎を培う観点を重視し、児童生徒の発達特性を考慮して、 運動を一層選択して履修できるようにするなど個に応じた指導の充実を図り、運動の 楽しさや喜びを味わうことができるように努めます。

(2) 体育・健康に関する指導の充実

健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和のとれた発達を図っていくためには、教科体育の指導の充実を図ることはもとより、各教科、特別活動における健康や安全指導、児童生徒会活動、健康安全・体育的行事など体力の向上や健康の保持増進に関わる諸活動を積極的に行うとともに、地域や学校の実態に応じた全体計画を作成し、計画的・継続的な指導に努めます。

(3) 体力・運動能力の向上

近年における児童生徒の体力は、社会環境の変化などから外遊びをはじめとする身体活動の機会の減少などにより、30年前(親が子どもだった頃)と比較し、低い状況にあります。そこで、すべての児童生徒に、基礎的な体力や運動能力の向上に必要な情報を提供するとともに、家庭・地域と連携し、生涯にわたり積極的に運動・スポーツに親しむ能力や体力の向上に努めます。

(4) 各種指導者研修会の充実

学校体育指導者には、児童生徒の興味・関心、能力・適性に応じた適切な指導の在り方、科学的な体育理論、児童生徒が目的意識を持って運動を行えるような指導法などについて理解を深めることが求められます。そのため、学校体育実技指導者講習会など各種研修事業の充実を図り、指導者の資質の向上に努めます。

2 運動部活動の充実

運動部活動を一層充実させるため、指導者の養成・確保等の条件整備を図るとともに、 児童生徒の部活動に対するニーズの多様化や地域におけるスポーツとのかかわりなどを 検討し、魅力ある運動部活動を推進します。

(1) 指導者の養成と確保

生徒の多様なニーズに対応し、適切な運動部活動を展開していくためには、実技指導力を含めた質の高い指導者が求められることから、専門的な実技指導力を持たない教員を対象に研修会を開催し、指導力の向上に努めます。

また、中学校・高等学校には、専門的な実技指導力を備えた地域の指導者を派遣する「スポーツエキスパート活用事業」を充実し、生徒のスポーツニーズに応えられるよう努めます。

今後も、学校体育団体、県体育協会、各競技団体とも連携を図りながら、指導者の養成と確保に努めます。

(2) ゆとりある活動の展開

運動部活動は、学校教育活動の一環として行われ、心身の健全な発達と豊かな人間性の育成を目的とする活動であり、スポーツに興味と関心を持つ同好者の自主的な活動であることを踏まえ、児童生徒にとってゆとりある活動ができるよう、活動形態の改善などにより魅力ある運動部活動の展開を促進します。

(3) 地域社会との連携

学校週5日制や児童生徒数の減少、教員の高齢化等を踏まえ、学校と地域社会が連携して、児童生徒のスポーツ環境を整備する必要があります。

そこで、適切かつ多様な指導が受けられるよう、地域スポーツクラブの人材を活用するなどして、児童生徒の多様なニーズに応えられるようなスポーツ環境を整備します。

第3章 競技スポーツレベルの向上

1 競技力の向上

(1) 少年の強化

中学校・高等学校の運動部活動を活性化させ、加入率の増加を図るとともに、中学生・高校生が一堂に会した強化練習会や合宿等を開催し、地域におけるスポーツ活動とも連携しながら、一貫した選手強化を図ります。

また、高い競技力を有する優秀な選手を強化選手として指定し、本県のトップレベルの選手としての意識づけを図ります。

さらに、一貫指導の観点から、才能のある児童の発掘も含め、小学生の適切な育成も図ります。

(2) 成年の強化

社会人は生活の基盤が必要なため、地元企業とのより一層の連携を図ります。また、大学生においても地元大学等との連携はもちろん、平成17年度から実施された国民体育大会の「ふるさと制度」を有効に活用することにより、地元出身選手の確保に努めます。

さらに、高い競技力を有する企業や大学等を指定するとともに、個人競技において も優秀な選手を強化選手として指定する事業を充実させ、競技力の向上に努めます。

また、女子においては少年の部も含め、特別強化対策を設け、国民体育大会をはじめ、上位大会で活躍できるよう選手の強化を図ります。

【種 別】

国民体育大会には、各競技ごとに成年男子、成年女子、少年男子、少年女子の四つの種別があります。選手は、各種別ごとに勝敗を競います。

2 指導者の養成

(1) 指導者の養成

全国でもトップレベルの指導者を招く研修会やその他各種研修会を効率的に開催することにより、国内外の一流選手やコーチ等から最新の指導技術を学んだり、スポーツ医・科学に関する情報にふれる機会を増やすことにより、次代を担う優れた指導者の養成に努めます。

(2) 指導者の資質の向上

日本体育協会等が開催する研修会や講習会に指導者を派遣し、競技力向上のための 各種資格を取得させるとともに、国内各地から精鋭が集まる全国大会や全国の上位に 位置する企業チーム・クラブ・学校等へ派遣し、トップレベルの競技力の現状を把握 させるなど指導者の資質の向上を図ります。

また、公認コーチやスポーツ指導員等の有資格者が、必要とされる場所で指導にあたれるよう、「とちぎ広域スポーツセンター」などの情報提供を充実させ、有効活用を図ります。

3 指導体制の充実

(1) 選手強化体制の充実

才能ある小学生の発掘から、中学校・高等学校・大学・社会人まで、系統的に指導していく一貫指導マニュアルを作成し、それを核として従来から実施している各強化事業との有機的な連携を図ることで、効果的な競技力の向上を目指す一貫指導体制の整備を推進します。これにより、各競技団体の更なる強化体制の充実を図ります。

(2) 拠点化の推進

市町村及び市町村体育協会と連携し、地域に根ざしたスポーツの普及・振興を図ります。これにより、ジュニア期からの一貫した指導体制を引き続き整備していくとともに、有望選手の早期発掘や、本県ならではの「お家芸」スポーツの振興にも努めます。

(3) スポーツ医・科学組織の充実

身体・精神面のトレーニング法など選手強化に関するスポーツ医・科学の研究を推進するため、研究組織の充実を図り、最新のトレーニング情報の提供に努めます。

特に、平成15年から国民体育大会でもドーピング検査が導入されたことを踏まえ、 薬物やサプリメントなどに含まれる成分に対する正しい情報の提供や、アンチドーピ ングの啓発に努めます。

本県では、県体育協会が中心となり、ジュニア期から社会人まで一貫した指導体制のもとに選手強化を図る「プロジェクトVロード事業」を推進しています。

<概念図>

